

クリーンプラザふじみに係る廃棄物受入基準

平成 25 年 7 月 1 日制定

令和 6 年 4 月 1 日改定

ふじみ衛生組合廃棄物処理に関する条例（平成 24 年条例第 3 号）第 6 条及びふじみ衛生組合廃棄物処理に関する条例施行規則（平成 24 年規則第 1 号）第 4 条に規定する、三鷹市及び調布市（以下「組織市」という。）内における土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理をする者とする。）及び組織市の市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が廃棄物をクリーンプラザふじみに搬入するときの受入基準を以下のとおり定める。

1 受入日

月曜日から土曜日まで

（1 月 1 日から 1 月 3 日までを除く。また、一般廃棄物収集運搬業者は土曜日を除く。）

2 受付時間

午前：8 時 30 分から 11 時 45 分まで 午後：1 時から 4 時 45 分まで

3 受入基準

区 分	受入基準
燃やせるごみ	組織市のリサイクルカレンダーに定められたもの （一方のリサイクルカレンダーに記載されていれば受け入れる。） 樹木は、直径 15 c m かつ長さ 1 m 以下 木の板は、1 m × 1 m、かつ厚さ 5 c m 以下
可燃性粗大ごみ ※受入に際しては、組織市の粗大ごみ受付センターに連絡済みで、収集日が転出日を過ぎてしまうことが確認できる場合に限る。	畳、布団、毛布及び繊維製カーペット 木製家具（長辺 2 m、短辺 1 m かつ奥行 70 c m 以下でガラス、鏡等の危険物を取り除き、金属がほとんどないもの）